令和6年度(令和5年分) 市県民税・所得税の申告相談日程

- ◆市県民税申告書はご自身で作成し、3月15日までに郵送してください。 【郵送先 〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所 税務課】
- ◎給与・年金以外の所得がある方は、少額であっても市県民税の申告が必要です。
- ◎ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は会場で申告をすることもできますが、必ず必要書類をまとめたうえで会場にお越しください。※郵送で申告した場合は、申告相談会場に来場する必要はありません。
- ●申告相談会場での申告にあたっての留意点
 - ①農業などの事業所得を申告される方は、自分で領収書等を集計してから来場してください。
 - ②医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に『医療費控除の明細書』を作成してから来場してください。明細書を作成してこない方は、医療費控除の申告はできません。
- ●次の①から⑦の申告は、市の会場では受付できませんので、横手税務署へ直接申告してください。
- ①初年度の住宅借入金等特別控除の申告(令和5年中に入居された方)
- ②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
- ③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告 ④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
- ⑤青色申告者の確定申告 ⑥損失申告の方 ⑦免税牛に関する確定申告
- 申告会場 増田地域局 3階 講堂
- 受付時間 午前 8:30~11:00

午後1:00~3:00

月		曜	行 政	区名
A		U隹	午前	午後
2 月	9	金	七日町 中町 土肥館 縫殿	平和通 石神 一本柳 昭和通
	17	土	上町 四ツ谷	福嶋新町
	22	木	本町戸波	本町戸波
3 月	1	金	田町	羽場 鍋ヶ沢 荻袋
	4	月	亀田 樋場	熊渕 大和沢 安養寺
	6	水	バス送迎者(狙半内)中村 火石田 小栗山	上畑 滝ノ下 平鹿 真人
	11	月	吉野 中吉野 上吉野	菅生 川口
	13	水	湯野沢	半助村 下夕町 在城
	14	木	関ノロ	関ノロ 沢口
	15	金	八木	八木

※ 上記以外は増田会場での申告は行いません。

== 狙半内地域の送迎車運行日程 ==

今年のバスでの送迎は、<u>令和6年3月6日(水) の 午前 のみ</u> 運行します。



- ※帰りは、バス乗車の方全員が申告を終えたら出発します。
- ※道路状況などで発着時間が多少変更になる場合がありますのでご了承ください。